

発行所 社会保険労務士法人 T\＆M
〒462－0844 名古屋市北区清水5－9－5 TEL：052－990－8877 FAX：052－918－7877 http：／／www．sr－tm．jp E－mail：info＠sr－tm．jp社会保険労務士 山口 眞

業務内容
就業規則•賃金規程•退職金規程・パート就業規則•嘱託規程労働時間管理•残業削減コンサル・サービス残業対策各種労使協定等の作成•届出 助成金の支給申請嘱託最適賃金提案・メンタルヘルス対策•社長の在職老齢全額受給健保•厚年•雇用•労災の手続 ASP給与計算（低価格）

## CONTENTS

## page

1 定年後再雇用で判決
同じ業務で賃金 3 割減は違法

2
特 集 改正雇用保険法等が成立
65 歳以上の転職者にも雇用保険を適用

4 TOPICS

- 雇用促進税制，対象を限定して 2 年間延長
- 過去最多，20 万人超に不払い残業代を遡及支払い
- 残業削減，できた企業とできない企業のちがいは？

6｜人事労務の法律ミ二教室
アルバイトに雇用契約書は必要？

7 助成金を活用しましょう
介護支援の取組で 60 万円

8 労働契約は契約です
パートタイマーは有期契約にした方がいいの？

8 労務ひとこと
配偶者手当は女性の活躍を阻む？

## 定年後再雇用で判決

## 同じ業務で貨金 3 亚減は隠法

運輸会社を定年後に嘱託社員として再雇用されたトラック運転手 3 人が，正社員との賃金格差の是正を求めた裁判で，東京地裁は5月13日，正社員 との差額分約 400 万円の支払いを会社側に命じる判決を言い渡しました。

3 人は同社に正社員として勤務し，平成 26 年に定年を迎えた後， 1 年契約の嘱託社員として再雇用されまし た。再雇用後も仕事の内容や責任の程度はまったく同じであったのに，年収 は定年前より $2 \sim 3$ 割下がったといい ます。

## 労働契約法 20 条違反

今回の判決では，「業務の内容や責任が同じであるのに賃金が異なるのは

不合理」であるとして，労働契約法 20 条に違反すると認定しました。

労働契約法 20 条は法改正により平成25年4月に追加されたルールです。業務の内容や責任，配置転換の範囲な どが同じであれば，有期契約であるか らといって，正社員など無期契約の人 との間で労働条件に不合理な差をつけ てはいけないというものです。

## 企業にとって負担大だが…

定年後に賃金を大幅に低く設定して再雇用することは，実際多くの企業で おこなわれていることでしょう。しか し，正社員の時と業務•職責など何も変わらないのに賃金だけ下がったので あれば，明らかに 20 条違反です。

とはいえ，定年後もこれまでと同じ賃金水準のまま雇い続けることは企業 にとって大きな負担となります。この点について裁判長は「雇用の確保のた め企業が賃金を引き下げること自体に は合理性があるが，財務状況などから今回はその必要性がなかった」と指摘 しています。

本件は，再雇用の賃金について 20条違反が認められた初めてのケースで す。今後，再雇用 のあり方について多くの企業が対応 を迫られることに なりそうです。


## 特 集 改正雇用保険法等が成立 65歳以上の転職者にも雇用保険を適用

雇用保険法，育児介護休業法，男女雇用機会均等法などの一部を改正する法律が 3 月 29 日，参議院において可決され成立しました。

この改正は，少子高齢化が進展する中で，高齢者，女性の就業促進と雇用継続を図ることを目的としています。雇用保険の保険料率の引き下げ，65 歳以上の転職者への雇用保険の適用，有期契約労働者の育児介護休業の取得要件緩和，介護休業給付の給付率の引き上げなどが盛り込まれています。ここでは，主な改正事項を見ていきましょう。

## 実施は段階的

主な改正事項は図表2のとおりで す。今年の4月1日，8月1日，来年 の1月1日，そして最も遅いものが平成 32 年 4 月 1 日と段階的に実施され ます。雇用保険料率の引き下げについ ては4月1日よりすでに始まっていま す。現在，雇用情勢の改善が進み，雇用保険の財政収支が安定していること から，保険料率が引き下げられました。

## 65 歳以上の雇用保険適用

現在は，転職などにより 65 歳以上 で新たに雇用された人は雇用保険に加入できません。法律の定められた昭和 59年当時は，大半の人が労働生活か ら引退する年齢だったからです。しか し近年，高齢の労働者が増えてきまし た。人手不足から高齢者を雇う会社も増えています。

そこで，65歳に達する前から引き続き雇用されている人だけが 65 歳以降も雇用保険の被保険者となっている現在の制度を改め，平成29年1月1日からは，65 歳以上で新たに雇用さ れた人も雇用保険の加入対象とするこ とになりました。

これにともない，これまでの「高年齢継続被保険者」という名称は，65歳以上の新規加入者を加え「高年齢被

保険者」に変わります（図表1参照）。 この高年齢被保険者が失業した場合 には，「高年齢求職者給付金」が支給 されますが，現行の「高年齢継続被保険者」と同様に一時金が支給されます。

この改正に合わせ，これまで 65 歳以上の人を対象としてこなかった次の給付についても見直され，それぞれの支給要件を満たす場合は 65 歳以上の人も対象となります。
（1）「就業促進手当（再就職時に支給され るもの）」「移転費」「求職活動支援費」
（2）「教育訓練給付金」
（3）「育児休業給付金」「介護休業給付金」
なお，65歳未満の人が雇用保険の給付（基本手当）を受給すると老齢年金は支給停止されますが，65歳以上 の人が受ける一時金（高年齢求職者給付金）については，現行制度と同様に年金との併給が認められます。

## 高齢者の雇用保険料の免除廃止

現在，4月1日時点で 64 歳以上の被保険者については，雇用保険料が免

除されています。今回の改正で，65歳に達した日以後に新たに雇用される人も雇用保険の対象とすることになっ たため，これを契機に，保険料の免除措置が廃止されます。ただし経過措置 が設けられ，徴収が開始されるのは平成 32 年 4 月 1 日以降の分からです。

## 介護離職の防止のために

高齢化により，家族の介護を理由と して退職を余儀なくされる人が増えて います。そこで今回，育児介護休業法 が改正されました。

まず，これまで同じ介護事由につい て 1 回しか認められていなかった介護休業は，複数回の利用を希望する声 が多いことから，3回までの分割取得 ができるようになります。取得できる日数は合計 93 日で現在と変わりませ ん。

また現在，働きながら介護がしやす くなるよう，短時間勤務等＊の制度を設けることが義務付けられていますが， この制度を利用できる期間が大幅に拡

## 図表1：高年䶞㿭保険者



大されることになりました。現行法で は「介護休業の取得期間と合わせて93日まで」ですが，改正後は「介護休業 とは別に 3 年間」となっています。 ※短時間勤務，フレックスタイム制，介護サー ビス費の助成などの中から事業主が選択し て制度を設けます。

このほか，家族を介護する労働者が申し出た場合の所定外労偅の免除制度 も創設されるなど，家族を介護する労働者の保護措置の充実が図られます。 これらの改正は，平成29年1月1日 からです。

また，雇用保険の介護休業給付の給付水準について引き上げがおこなわれ ます。現在は，介護休業を開始した日 を基準に算定した賃金日額の「40\％」 です。同様の制度である育児休業給付 の水準が $67 \%$ であることから，これ に合わせ，67\％に引き上げられます。 この改正は，今年の8月1日からです。

## 育児休業の要件緩和とマタハラ防止

女性労働者の出産，育児にともなう離職の防止も，仕事と家庭の両立，女性活躍社会の観点から求められていま す。そこで今回，育児介護休業法が改正され，育児休業の取得要件の緩和な どの措置が設けられています。

たとえば，育児休業の対象となる子 の範囲に特別養子縁組の監護期間にあ る子などが加わります。

また，育児休業の申出ができる有期契約労働者の要件が緩和されます。現

## 図表2：改正の主な内容とスケジュール

## H28．4．1～

雇用保険－雇用保険の保険料率の引き下げ［失業等給付分 現行 $1.0 \% \rightarrow 0.8 \%$ ］

## H28．8．1～

雇用保険 •介護休業給付の給付率の引き上げ〔㑑金の $40 \% \rightarrow 67 \%$ 〕

## H29． 1.1 ～

雇用保険－ 65 歳以降に新たに雇用される者への雇用保険の適用
－再就職手当の給付率の引き上げ
〔残日数 $1 / 3$ 以上 $50 \% \rightarrow 60 \%$ 残日数 $2 / 3$ 以上 $60 \% \rightarrow 70 \%$ 〕
－介護休業給付の分割受給が可能に
育児－育児休業の対象となる子の範囲の拡大〔特別養子縁組の監護期間 にある子等〕

- 育児休業の申出ができる有期契約労働者の要件緩和
- 子の看護休暇の取得単位の緩和〔半日単位など〕

介護 •介護休業の分割取得〔3回まで，計93日〕

- 所定外労働の免除制度の創設
- 短時間勤務等の措置の長期化〔介護休業とは別に 3 年間〕
- 介護休暇の取得単位の緩和〔半日単位など〕
- 介護休業の申出ができる有期契約労働者の要件緩和

均等法－出産や育児を理由とする上司•同僚によるマタハラ等を防止する措置の義務づけ

## H32．4．1～

雇用保険
－4月1日現在 64 歳以上の被保険者について雇用保険料の免除措置 を廃止

行の要件でわかりにくかった「雇用が見达まれる」という部分が削除された ため，対象者が，かなり増えることに なるでしょう（図表3参照）。

さらに，子の看護休暇の取得単位が緩和され，半日単位などの取得も認め られるようになります（介護休暇にも同様の改正があります）。


このように，出産や育児をしやすく するための改正が進む一方，女性労働者が妊娠等を理由として職場で受ける不利益な取り扱い，いわゆる「マタハ ラ」の防止も課題となっています。

今回，男女雇用機会均等法および育児介護休業法が改正され，労働者が妊娠，出産，育児休業を取得したことな どから就業環境が害されることのない ように，事業主が労働者の相談に応じ，適切に対応するために必要な体制の整備，雇用管理上必要な防止措置を講じ ることが義務となります（介護につい ても同様です）。これらの改正は，平成29年1月1日からです。

# 用用促進税制。 <br> 対象を限定して 2 年間延長 

事業所でも利用できる制度 でしたが，今回の改正によ り，「同意雇用開発促進地域」内にある事業所に限定
平成 28 年度の税制改正において，雇用促進税制が平成29年度まで 2 年間延長されることになりました。
雇用促進税制とは，事業年度中に雇用者数を5人以上（中小企業等は 2人以上）かつ $10 \%$ 以上増加させるな ど，一定の要件を満たした事業主に対 して税制優遇をおこなう制度です。雇用者数の増加 1 人あたり 40 万円の税額控除が受けられるものです。

ただし改正により，対象となる地域•雇用者が限定されることになりま した。

## 地域限定・フルタイム限定に

これまでは日本中どこの地域にある

されることになりました。同意雇用開発促進地域とは雇用機会が著しく不足 している地域のことで，平成28年4月1日現在，28道府県102地域が指定されています。東京•神奈川•大阪•愛知などは該当しません。

また，対象となる雇用者はこれまで，雇用保険の一般被保険者であればパー トやアルバイトも対象となっていまし たが，改正後は，無期雇用かつフルタ イムの雇用者に限定されています。

## 所得拡大促進税制との併用可能に

この改正にともない，これまでいず れか 1 つの選択適用だった雇用促進税制と所得拡大促進税制＊が併用できる

ことになりました。ただし，一定の調整がおこなわれます。
※給与等支給䫓を増加させた場合に，その増加額の $10 \%$ を法人税から税額控除できる制度。

適用を受けるためには，あらかじめ「雇用促進計画」をハローワークに提出する必要があります。また，上記以外にも一定の要件があるので詳細は税務署•税理士等にご確認ください。

## 主な改正点

－雇用機会が著しく不足している地域 の事業所に限定
－無期雇用かつフルタイムの雇用者に限定
－所得拡大促進税制との併用が可能に

## 過去最多，20 万人超に不払い残業代を遡及支払い

厚生労働省は，平成26年4月から平成 27 年 3 月までの 1 年間におこ なった是正指導のうち，1企業で不払 い残業代の支払額が合計 100 万円以上となった事案の状況を取りまとめ，公表しました。

100 万円以上支払った企業は約 1,300 社で，支払われた割増賃金は合計 142 億円にのぼりました。対象と なる労働者数は大幅に増加しており，約20万人と過去最多を更新しました。

割増賃金の平均額は 1 企業あたり 1，072 万円，労働者 1 人あたり 7 万円 となっています。

1 企業での最高支払額は 14 億 1，328万円（電気機械器具製造業），次いで 9 億 4，430万円（銀行•信託業），

6 億 3，321 万円（理美容業）でした。

## 都内では 1 企業平均 2,600 万円

東京都内だけで見ると 100 万円以上支払った企業は 127 社，支払われ た合計額は 33 億 8,753 万円，対象労

規定や運用が不適切なために不払いと なったケースが目立ちます。

## 銀行•信託業の事例

一部役職者に対し，基本給の一部が割増賃金に相当するとしながら，その旨を就業規則等に明記していなかった。

## 美容業の事例

割増賃金を定額で支払っていたが，タイム カードから残業時間を集計しておらず，実際 の割増賃金額が定額払いの額を超えていた。働者数は 12 万 288人となっており，1企業あたりの平均支払額は 2,667 万円，労働者 1 人あたり 2万8，000円でした。

## 定額払いに注意

支払額が高額と なった上位事例を見 ると，固定残業代の


## TOPICS

## 残業削減，できた企業と できない企業のちがいは？

でいることがあるか尋ね たところ，92．6 \％の企業 が「ある」と回答してい ます。
昨年7月，労働政策研究•研修機構が「労働時間管理と効率的な働き方 に関する調査」（企業調査）および「労働時間や働き方のニーズに関する調査」（労働者調査）の結果を発表しま した。
※従業員 100 人以上規模の企業 1 万 2,000社およびその社員（衝き盛り世代の正社員） を対象に調査

過去1年間に1カ月の所定外労衝時間が 45 時間を超えた社員が 1 人 でもいた企業割合は $76.5 \%$ 。 60 時間超の企業割合は 61.4 \％， 80 時間超は 39．9 \％ありました。

## 飲酒•喫熖習慣，健康不安が多い

男性のみに絞って，所定外労衝の発生状況と本人の心身の状態を比較した ところ次のような関連が見られました。過去1年間に，1 カ月の所定外労働時間が 45 時間を超えた経験がある人 は，「強い疲労感やストレスを（ほと んど毎日・しばしば）感じたことがあ る」割合が $38.6 \%$ と，そうした経験 のない人に比べて 12.8 ポイント高く なっています。

また，45時間を超えた経験がある人は，飲酒の習慣が $54.6 \%$ ，喫煙の習慣が $29.4 \%$ と，長時間労働の経験 のない人をそれぞれ 8.1 ポイント， 7.9 ポイント上回っています。

さらに，60 時間を超えた経験があ る人の約 6 割， 80 時間を超えた経験 がある人の約 3 分の 2 が，「健康不安 を（ほとんど毎日・しばしば）感じる ことがある」と回答しています。

## 時短に取り組む企業は9割超

所定外労働の削減に向けて取り組ん

置づけて取り組んでいることがわかり ます。

## 労働生産性を高めるためには

年間総実労働時間の今後の方向性を尋ねると，「現状通りで良い」が半数弱（49．2 \％）を占めたものの，「短縮 していく」とする企業も $45.7 \%$ にの ぼりました。

「短縮していく」理由としては（複数回答），「働き過ぎを防止するため（メ ンタルヘルス不全者の削減や健康の確保等）」（64．9 \％）がもっとも多く，こ れに「仕事と家庭の両立など時短は社会的な要請となっているため」（58．5 \％） や「労働生産性を向上させるため（よ り効率の良い働き方を追求するため）」 （58．3\％）等が続いています。

労働生産性（従業員一人当たりの付加価値）をさらに高めるために必要な ものを尋ねたところ（複数回答），「仕事内容の見直し（ムダな業務の削減）」 が最多（63．1 \％）で，これに「仕事の進め方の見直し（決裁プロセスの簡素化，会議の短縮化等）」（48．7 \％）等が続きました。


## アルバイトに雇用契約書は必要？

アルバイトから雇用契約書が ほしいと言われました。条件は求人誌に掲載していますし，アルバ イトは入れ替わりが激しいので契約書を作るのが面倒です。正社員 でもないのに，いちいち契約書な ど必要でしょうか？

A法律では，雇い入れ時に文書で労働条件を明示することを事業主に義務付けています。トラブルを防 ぐためにも労働条件を契約書（あるい は通知書）ではっきりさせておくこと は大切です。ひな形を利用すれば作成 の手間もかかりません。
＊＊＊＊＊

アルバイトは，正社員などと比べて比較的，気軽に働いている人も多く，雇う側も扱いがおろそかになりがちな ので，トラブルになることも多いので す。

特に近年，アルバイトの労使トラブ ルが社会問題となっています。

## 労働条件の明示は法律上の義務

トラブルを回避する上で最も大切な のが，どういう契約なのか労働条件を はっきりさせることです。そのため，雇い入れ時の労働条件の明示は法律で義務付けられています。

労働基準法で定められた5つの項目 に加えて，アルバイトの場合はパート タイム労働法で定められた4項目も明示する必要があります（図参照）。明示義務に違反した場合は罰則も設けら れています。

正社員とちがって，人数が多かった

り出入りが激しかったりして，いちい ち雇用契約書や労働条件通知書を発行 するのが面倒かもしれませんが，労働条件があいまいになっていることに よってトラブルが多発するともっと面倒なことになります。

法令順守，そしてトラブルを未然に防ぐためにも労働条件通知書は必ず発行してほしいところです。

## 会社にとって有利に働くことも

労働条件をはつきりさせておくこと は，労働者が安心して働けるというだ けでなく，会社にとって有利に働く場合もあります。

たとえば，明示すべき項目に「契約期間」「更新の判断基準」があります。 パートやアルバイトなど非正規雇用の場合は 6 カ月や 1 年など有期契約で雇用し，契約更新をする企業が多く見 られます。ただし，漫然と更新を繰り返していると無期雇用と同じとみなさ れ，雇い止め（契約更新しないこと） が認められなくなる場合があります。

昨年 7 月に東京地裁で，コーヒー店 のアルバイト店員が合計 8 年半の間，有期労働契約を33回更新した後に雇 い止めをおこなったのは無効だとして 200 万円の支払いを求めた裁判があり ました。

この裁判では，コーヒー店を運営す る企業が契約更新の判断基準を明確に定めており，アルバイト店員がその基準を満たしていなかったこと，契約更新手続きが適切におこなわれていたこ となどを理由に，会社側が勝訴してい ます。

雇い入れ時に文書で明示しなければならない事項

## 労働基準法

1．契約期間，有期契約の場合は更新の有無，更新の判断基準
2．就業場所，従事する業務
3．始業•終業時刻，残業の有無，休穓時間，休日，休暇，交替制の場合は その内容
4．賃金の決定，計算•支払い方法•締切日•支払日，昇給（昇給は口頭で も可）
5．退職について（解雇事由を含む）

## パートタイム労働法

6．昇給の有無
7．退職手当の有無
8．賞与の有無
9．パートタイマーからの相談に対応す る相談窓口

## ひな形をダウンロード

どのように労働条件通知書を書けば よいのかわからないという会社は，厚生労働省が公表しているひな形をダウ ンロードして使うとよいでしょう。

ちなみに，会社から一方的に通知す るのが労働条件通知書，会社と労働者 の双方が納得して締結するのが雇用契約書です。労働条件通知書の末尾に使用者と労働者の記名押印欄を設けて雇用契約書とすることも可能です。

## 国が啓発キャンペーンを実施

アルバイトに関しては，近年学生ア ルバイトの労使トラブルが多く，国が啓発キャンペーンを実施するなど対策 に力を入れているところです。
雇う側も正しい知識をもって，違法 な状態とならないように適切に雇い入 れることが大切です。

## 助成金を活用しましょう

「両立支援等助成金」の 1 つとして，今年 4 月より「介護支援取組助成金」が新設 されました。これは，労働者の仕事と介護の両立に関する取組をおこなった事業主に支給されるものです。この機会に，介護支援の体制を整えてはいかがでしょうか？

## 大介護時代を迎える前に

団塊の世代が介護の必要な年代に差 し掛かかると，日本は「大介護時代」 を迎えるといわれています。

育児に関する制度は整いつつあり，多くの企業で育児休業や育児短時間勤務制度の利用者も増えていますが，介護についてはまだまだ取組が遅れてい るようです。

## 取組に必要な様式は すべて厚生労働省が準備

今年 4 月より新設された「介護支援取組助成金」では，右の要件を満たし た企業に対して，60 万円を支給する内容となっています。

社内アンケートの実施，社内研修の実施など，準備が大変なように思うか もしれませんが，すべて厚生労働省が指定した様式を使って実施することが要件となっており，アンケート用紙，研修用スライド，リーフレットが用意 されているので，資料作成の手間もか かりません。

社内アンケートの調査対象は，労働者のうち雇用保険被保険者全員を対象 としなければなりません。ただし，常時雇用する被保険者数が 100 人以上の事業主については，少なくとも 100 人以上を対象とすることとされています。 また，回収率は 3 割以上または回収数 が 100 以上であることが必要です。

働き続けながら介護する社員を応援します！

## 介護支援の取組で60万円



# パートタイマーは <br> 有期契約にした方がいいの？ 



今度パートタイマーを 1 人雇 おうと思ってるんです。
パートタイマーは半年契約と か 1 年契約にした方がいいんですか？
半年や 1 年の有期契約にし ている会社が多いですけど，期間を定めずに無期雇用にしている会社もたくさんありますよ。

メリットとデメリットがあるので， その会社の考え方次第ですね。


有期契約にするメリットは？

解雇トラブルを避けること ができるから雇用調整がし やすいという点ですね。

正当な理由なく解雇すると，不当解雇とされて解雇が認められなくなるこ とがあるんですが，有期契約にしてお けば，解雇しなくても半年や 1 年な

ど契約期間の節目で「契約満了」とし てスムーズに辞めてもらうことが可能 になります。


契約期間中の中途解除が難 しいという点です。

1 カ月目で辞めてもらいたいと思っ ても，1年契約なら1年間はよほどの理由がない限り契約解除できません。横領を働いたとか，会社が倒産しそう とか，それくらいの理由がないと中途解除はできません。

ここの判断基準は，無期雇用の解雇 の場合よりも厳しいですよ。

パートタイマーだからといって簡単 に辞めさせることはできません。


じゃあ，1 カ月契約を更新し山田社長 ていくのはどうですか？


それはやめた方がいいで しょうね。

契約更新を何度も繰り返したり，評価や判断基準に照らし合わせることな く形だけの契約更新をしていると，実質無期雇用と同じとみなされることが あります（6ページに関連記事）。
なお，有期契約を繰り返し更新して通算5年を超えるときは，労働者の申し込みにより無期雇用に転換すると いうルールがあります。


なるほど。メリットとデメ リットを検討してよく考えて みます。


他にも，契約更新手続きの事務負担，雇用調整を頻繁 におこなう可能性があるのか，といっ た点も考慮して検討してください。

ちなみに，無期雇用のパートタイ マーの方がモチベーションが高い傾向 にあるそうですよ。

## 労終ひとこと

女性の活躍を阻んでいるとして，所得税の配偶者控除の廃止が検討さ れています。妻の年収が一定基準を超えると夫が配偶者控除を受けられなくなる ため，基準内に収めるよう就業調整する女性が多いか らです。

同様に，企業が任意で支給してい る「配偶者手当」も，配偶者の収入基準を設けていることが多いため，女性の就業調整につながると指摘さ

れています。
厚生労働省ではこの件について検討会を設置し，配偶者手当について は「配偶者の働き方に中立的な制度

## 配偶者手当は女性の活躍を阻む？

となるよう見直しを進めるべき」と報告書をまとめました。企業事例を見ると，配偶者手当を廃止して子育 て中•介護中の社員への手当を充実

させた例や，基本給に再配分した例 などがありました。

ただし，配偶者手当の廃止は不利益変更となるため一方的に制度変更 をおこなうのは問題です。報告書では見直しの留意点 として（1）労衝者のニーズ把握（2）労使の丁寧な話し合い ③賃金原資総額の維持（4）経過措置を設ける（5）新制度の丁寧な説明，などをあげています。

[^0] http：／／www．mhlw．go．jp／stf／houdou／ $0000120636 . \mathrm{htm} \mid$


[^0]:    「配偶者手当のあり方に関する検討会報告書」

